

(17) 公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和3年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
4 人	15,018 千円	3,636 千円	6,125 千円	24,779 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和4年4月1日現在)

管理職			指導員		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
342,350 円	422,050 円	53 歳	285,950 円	378,644 円	42 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	171,700 円 米子市の規則に準ずる 行政職給料表1級21号
	高校卒	150,600 円 米子市の規則に準ずる 行政職給料表1級5号

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
管理職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
指導員	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	内 訳	
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕	
	区 分	期末手当
	6月期	1.20 月分
	12月期	1.20 月分
	計	2.40 月分
	勤勉手当 0.95 月分 0.95 月分 1.90 月分	
	（注）勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。	
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有	
	〔令和3年度実績〕	
	支給総額	支給職員数
	6,125,004 円	4 人
	1人あたり平均支給額 1,531,251 円	
退職手当	〔支給率〕 米子市の規定に準ずる	
	区 分	自己都合
	勤続 20 年	20.45 月分
	勤続 25 年	29.15 月分
	勤続 35 年	41.33 月分
	勤続 40 年	46.55 月分
	勸奨・定年 25.56 月分 34.58 月分 49.59 月分 49.59 月分	
	〔令和3年度実績〕 支給実績なし	
時間外勤務手当	〔令和3年度実績〕 1人当たりの平均支給年額 449,235円	

区分	内 容															
	対象職員	支給月額														
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	館長 54,000 円 事務局長 43,600 円  [令和3年度実績] 1人当たりの平均支給月額 48,800円														
扶養手当	扶養親族のある職員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>1人につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 配偶者</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>(6) 重度心身障害者</td> <td>6,500円</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	1人につき	(1) 配偶者	6,500円	(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円	(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円	(4) 60歳以上の父母及び祖父母	6,500円	(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	6,500円	(6) 重度心身障害者	6,500円
		項 目	1人につき													
		(1) 配偶者	6,500円													
		(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円													
		(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円													
		(4) 60歳以上の父母及び祖父母	6,500円													
		(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	6,500円													
		(6) 重度心身障害者	6,500円													
15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族である子については、(2)に定める額に5,000円を加算した額																
[令和3年度実績] 1人当たりの平均支給月額 36,500円																
住居手当	住宅を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員</td> <td>家賃の月額から17,000円を控除した額</td> </tr> <tr> <td>(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員</td> <td>家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(ただし、17,000円を最高限度額とする。)に11,000円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から17,000円を控除した額	(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(ただし、17,000円を最高限度額とする。)に11,000円を加算した額										
		(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から17,000円を控除した額													
		(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(ただし、17,000円を最高限度額とする。)に11,000円を加算した額													
[令和3年度実績] 1人当たりの平均支給月額 18,000円																

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当	通勤距離が片道 2 キロメートル以上の者に対して、次に掲げるところにより月額で支給し、給料の例により支払う	(1) 自転車等の交通用具を使用することを常例とする者は、片道の通勤距離に応じてそれぞれ次に定める額	
		ア 2 キロメートル以上 4 キロメートル未満	1,600円
		イ 4 キロメートル以上 6 キロメートル未満	2,700円
		ウ 6 キロメートル以上 8 キロメートル未満	3,800円
		エ 8 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,900円
		オ 10 キロメートル以上 12 キロメートル未満	6,000円
		カ 12 キロメートル以上 14 キロメートル未満	7,100円
		キ 14 キロメートル以上 15 キロメートル未満	8,200円
		ク 15 キロメートル以上 16 キロメートル未満	8,200円
		ケ 16 キロメートル以上 18 キロメートル未満	9,300円
		コ 18 キロメートル以上 20 キロメートル未満	10,400円
		サ 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	12,300円
		シ 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	15,000円
		ス 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	17,700円
		セ 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	20,400円
		ソ 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	23,100円
		タ 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	25,800円
		チ 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	28,500円
		ツ 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	31,200円
		テ 60 キロメートル以上 65 キロメートル未満	33,900円
ト 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満	36,600円		
ナ 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満	39,300円		
ニ 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満	42,000円		
ヌ 80 キロメートル以上 85 キロメートル未満	44,700円		
ネ 85 キロメートル以上 90 キロメートル未満	47,400円		
ノ 90 キロメートル以上	50,100円		
	(2) 交通機関又は有料の道路を利用することを常例とするものは、6月を超えない期間を単位とした一括の運賃相当額。ただし、1月当たり支給額は、55,000円を超えないものとする。		
	〔令和3年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	474,000 円	4 人	9,875 円

6 役員の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区分	報酬月額	期末手当	退職手当	備考
①常勤役員(使用人兼務常勤役員を除く)	238,000 円	○6月期 報酬月額×(100/140) ×支給割合1.40  ○12月期 報酬月額×(100/140) ×支給割合1.50	報酬月額×勤続月数 /12×0.6	
②非常勤役員	—	—	—	

[令和3年度実績]

①常勤役員(使用人兼務常勤役員を除く)

支給実績なし

②非常勤役員

支給実績なし

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更後	変更前	変更理由
期末手当	6月期 1.20月分 12月期 1.20月分	6月期 1.275月分 12月期 1.275月分	人事院勧告及び米子市に準じた改正

(2) 適用日

令和4年4月1日